

虐殺以後の家系記録

—台湾 2・28 事件にまつわる南西諸島出身の行方不明者の事例から

高 誠 晩

<要旨>

本稿の目的は、台湾 2・28 事件にまつわる外国籍の行方不明者の家系記録を手掛かりにして、遺族が、彼らの社会的・文化的な意味づけを通してどのように近親者が経験した暴力とその記憶を表現してきたかを考察することにある。そのため、血縁レベルにおいて行われてきた行方不明の意味づけの実例として、フィールド調査で収集した家系記録（とくに、位牌と厨子甕）について検討する。それに加えて、2 種類の家系記録と他の公的資料との比較も試みる。本稿では、これらの媒体を、「一族の歴史叙述」とどまらず、死後処理の一環として、私的領域において遺族によって書き続けられてきた行方不明の意味づけという観点から読み取りたい。そこで確認される行方不明についての書き方や記録の相違と一致から、近親者の行方不明にこだわりつつも自らの生を生き、さらに子孫たちの未来までも念頭におかなければならなかった、人々の生活戦略の実相が明らかになる、と考えるからである。分析の結果、近親者の行方不明の意味づけという実践は、すでに数十年にかけて彼／彼女たちのローカルな場において行われてきたことが分かる。遺族が記してきた近親者の行方不明に関する記録や記述からは、公式な歴史記録からは知ることの難しい死後処理上の工夫や知恵も読み取ることができる。また、そのような記録の行間を読み解くことは国家が排他的に占有してきた死の意味を相対化する可能性を示唆する。

1 はじめに

本稿の目的は、台湾2・28事件に巻き込まれ「犠牲」になった南西諸島出身の行方不明者（日本国籍者）の家系記録を検討することを通して、遺族が、近親者が経験した暴力とその記憶をどのように表現し意味づけてきたかについて解明することにある。そうすることで、虐殺以後の行方不明（異形の死）の意味づけという事象を、家族・親族集団におけるローカルな知の生成と実践の側面から踏み込んで検討を行う。それとともに、その意味づけの過程で模索された遺族の工夫を吟味することを通して、家族・親族集団の生活世界における「負の過去」がいかに乗り越えられ、またどのように継承されてきたかについて考察する。こうした家族・親族集団レベルにおいて創造し、運用されてきた記載実践から、日常生活の戦略と絡み合ってきた行方不明の意味づけのダイナミズムを解明し、公式の「歴史」に描かれることのない暴力の被害者たちの記憶を保持し継承する民衆の生活知の可能性を展望できると考える。

そのため、近親者の行方不明が確認された直後の混乱の最中に寄せられた最も信頼に足る伝聞情報が、遺族内部で共有され、今日にいたるまで、「位牌」や「厨子甕」^{ジューンガミ}¹といった家系記録に記載されてきたことに注目し、その記録について相互に比較分析することを通して、上記2点について解き明かしたい。それに加えて、2種類の家系記録と他の公的資料、例えば、「(死亡届による)除籍謄本」や家庭裁判所からの「失踪宣告の審判書謄本」、台湾当局への「2・28事件受難者賠償金申請書」などとの比較も試みる。

なお、本稿において分析されるデータは、主に2011年8月から2016年11月まで日本（浦添市と那覇市、豊見城市、与那国町など）と台湾（台北市、基隆市など）で行ったフィールド調査で収集した文献資料と、当該遺族へのインタビュー記録にもとづいている。

2 台湾2・28事件とその後

台湾2・28事件は、帝国日本の植民地統治から国民党政府の台湾接収に移行する過程で引き起こされた外省人（在台中国人）勢力に対する本省人グループの全面的な抵抗運動と、それに対する国民党政府による大規模な鎮圧、虐殺事件として知られる。国民党統治下における台湾では、インフレや治安の不安定な状況が続き、さらに支配層（外省人）の被支配側（本省人）に対する蔑視や差別、官僚の腐敗、失業の蔓延といったあらゆる問題が日本による統治時代よりも深刻なものとなっていた。事件の発端は、1947年2月27日、闇タバコの取り締まりをめぐる起こった衝突だったが、根本的な背景は、「外来政権（中国本土から来た国民党政権）による圧政や政治家の不正・腐敗、官僚による独占経済の掌握など複合的だった」[林明德 2007: 98]。

1 洗骨後の遺骨を納める骨壺を意味する。現在はほとんどが火葬後の骨灰を入れてある。

こうした国民党政権の不正と腐敗、圧政に対し、台湾民衆の大規模な抗議行動が全島に広がった。それに危機感を感じた国民党は、大陸からの援軍を極秘に要請し、その結果 1947 年 3 月 8 日に軍隊を乗せた軍艦が台湾北東部の基隆港に到着した。上陸した軍隊は、強硬な鎮圧と残酷な殺戮を繰り返し、台北に進軍した後、全島にわたる大弾圧を開始した。主として日本統治時代に高等教育を受けたエリート層が国民党軍により逮捕・投獄されたが、一般住民に対しても無差別的な発砲を行っていたとの証言も多数ある。

同月 9 日に発令された戒厳令は同年 5 月に一応解除されたが、大陸における国民党敗退をうけ、2 年後の 1949 年よりその後 38 年もの間続く戒厳令があらためて発布された。そのため、台湾では 2・28 事件以降、白色テロの状況が長く続いた。2・28 事件における過酷な弾圧によって、台湾内の公共の場で事件について触れることは不可能になり、本省人のこのような視線に込められた憤懣は深く内向したと言える [若林 2008: 51]。

国民党の一党独裁体制と暴政は長く続いたが、それに対して民主主義体制への移行と自治の実現を目指した台湾民衆の抵抗も激しかった。その結果、1987 年には戒厳令が解除され、民主化に向けた動きがさらに進展した。長い間タブー視されてきた 2・28 事件に対する見直しや社会的な取り組みもこの戒厳令解除をきっかけに活発になり、それまで公式の「歴史」から排除されてきた事件の真相を究明し、また多くの被害者の名誉を回復しようとする動きが強まった。民主化への移行過程で、2・28 事件に関するタブーは一応解消されたのである [何義麟 2014: 225]。

この事件の解決に対し台湾政府による正式かつ本格的な取り組みが始まったのは、1995 年 2 月、「2・28 事件記念碑」の落成式で李登輝総統が遺族に対して正式に謝罪したことが契機となった。その後、同年 4 月には「2・28 事件処理および補償条例」（2007 年 3 月に「2・28 事件処理および賠償条例」に改定、以下「2・28 賠償条例」）が制定されたが、この条例にもとづき、事件の真相究明と「受難者」への補／賠償を図る法・制度的体制が整えられた。そして、同年 12 月に「過去清算」のビジョンを具体化するための政府組織として、「財団法人 2・28 事件記念基金会」（以下「2・28 基金会」）が設けられた。こうした法・制度の整備によってはじめて公的領域における「過去清算」の基盤が整ったのである。2・28 基金会は、主に、「2・28 中枢記念儀式」の執行や「受難者」の審議・決定および賠償金の支給、その他教育・文化事業などを通して、台湾 2・28 事件の「過去清算」において、最も中核的な役割を果たしている。

その中でも、2・28 賠償条例にもとづいて「受難者」を公定化および公式化し、「受難者」本人あるいはその遺族に賠償金を支給することは、「過去清算」における主要なプログラムとして位置づけられる。だが、たとえ事件に巻き込まれ国民党軍によって殺害されたとしても、あるいは条例にもとづく「2・28 事件受難者賠償金申請書」を基金会に提出したとしても、人命被害を受けたすべての人々に「受難者」という公的身分が与えられるわけではない。被害者本人、あるいはその遺族による申請から最後の結果通知にいたるまで、一連の法的な審査プロセスを経なければならないからである。

2・28 基金会から提供を受けた「賠償金申請案審理統計表」によれば、2014 年 2 月 28 日時点の申請数 2771 件のうち、2743 件が受理されている。そのうち、「受難者」として

公認されているのが2278件（死亡者683件、失踪者178件、留置および懲役1417件）に及ぶ。その他、不適格や証拠不足などの理由で審査が不成立となったものが464件である。国家暴力による数多くの被害者の中で、「過去清算」の法・制度は、ごく限定的な範疇の「受難者」のみを具体化し、事件の公的な代弁者として位置づけているのである。しかし、これまでの調査報告や研究で指摘された被害者の数字とは相当な格差が見られる〔陳美伶 2008: 115-116〕。

李明峻〔2008: 133〕によれば、受難者とその親族に対して償いをするという目標はある程度達成されたとされている一方で、申請された件数と受難者の実数（死亡者、入獄者、失踪者を含めておよそ5千ないし2万以上）を比べると、非常に大きな隔りがある。したがって、いまだ2・28基金会に「申請書」を提出していない被害者や親族が多くいることが分かる。もちろん、外国人被害者や外国に亡命した台湾人被害者も賠償範囲には含まれなかった。一方、「〈過去の克服〉にかかわる公的措置が結局、犠牲者への手当てに厚く、加害者の追及に極めて薄いものとなった」〔若林 2008: 316〕、という見解もある。加害行為に関する責任の究明と処罰の側面でその限界が指摘されているのである〔池恩周・董思齊 2009: 227〕。

3 南西諸島出身者の越境と行方不明

3-1 台湾と沖縄をつなぐ生活圏

終戦直後、「留用者」として台湾に在住していた在台日本人および南西諸島出身者²、朝鮮半島出身者³、そして密貿易で国境を往来していた沖縄の人々が2・28事件に巻き込まれ、犠牲になった史実については、断片的ではあるが、これまで多数報告されており、その中でもとくに沖縄出身者の数が著しく多い〔石原 2000: 81-86; 楊子震 2006, 2010; はいの 2007; 李明峻 2008, 2009; 与那国町役場 2013: 411-414; 小池 2015: 108, 116〕。台湾に地理的に隣接した沖縄は、1947年3月以降の国民党軍による無差別な鎮圧から逃れることの

2 戦前・戦後の台湾における日本人及び沖縄出身者の位置づけや役割について、漢那・地主園・根川〔2006: 92-93〕は次のように説明する。「戦前台湾において、日本人（日僑、琉僑）が上級・下級役人や各技術職を占めていた。敗戦によりこの階層が抜けると台湾社会が成り立たなくなる。（中略）そこで国民党政府は〈医療、教育、研究、専売、電力、糖業、各種産業、農林水産、鉄道、港湾〉の関係者を留用した。（中略）戦後初期の台湾においては多くの技術者・知識人が被留用者として本省人、原住民へ技術や知識を伝え、戦後台湾社会のスタートに果たした役割は大きいといえる。そのなかに、沖縄県出身者も多く居り、戦後初期台湾の漁業に対して大きな貢献をしたことがある。（中略）しかし、このことは、日本が台湾を占領してから約50年間占領者である日僑、琉僑が本省人や原住民にたいして、知識や技術を伝えていなかったことを示す。（中略）被留用者として重要な役割を担った者は、戦後台湾社会に大きな貢献をしたのと同時に、占領期の植民地政策においても重要な役割を担っていたともいえる」。

3 朝鮮半島出身者の場合は、植民地期に軍人および軍属、軍慰安婦などとして台湾に在住した人々のうち、1946年頃に「韓籍兵士」や「一般韓人」を含む3500名あまりは朝鮮に帰還したが、約4～500名あまりは台湾に残留していた〔黄善翌 2005: 219〕。彼／彼女たちが2・28事件に巻き込まれた可能性が高いと考えられる。実際、朝鮮半島南端の巨文島出身の船乗りが、一家を連れて1942年に北九州を経由して基隆へ赴いたが、戦後、2・28事件に巻き込まれ行方不明になった事例も報告されている〔天江 2014〕。

できる逃避所としても重要な場所であった⁴。台湾のすぐ東にある八重山諸島はその避難場所を提供していたのである [松田 2013: 263]。

又吉 [2007, 2009] は、とくに、沖縄人が台湾 2・28 事件に巻き込まれ犠牲になった背景として 2 つの要因をあげている。まず、事件が発生した 1947 年 2 月の時点で、漁民を中心とした 300 人近くの沖縄人が引き揚げることなく台湾に留まっていたことである。とりわけ国民党の援軍が台湾に上陸した後、「虐殺の町」になった基隆の社寮島（現在の和平島）には、戦前から琉球人集落（琉球村）があったが⁵、沖縄人が国民党軍に逮捕され、犠牲となったことについては当時の地域住民の証言からもうかがえる [張炎憲・胡慧玲・高淑媛 2011: 172, 175]。次に、食糧や生活必需品などを求めて密貿易に従事し、八重山の島々と台湾間を頻繁に往来した人々が事件に巻き込まれた事例もあったことをあげることができる。沖縄の人々にとって、植民地体制の終焉は、生活にかかわる大きな意味合いをもっていたからである。

台湾の状況は当時、沖縄の地方紙である『うるま新報』でも報道されたが、「台湾各地に暴動」（第 85 号、1947 年 3 月 7 日付）や「台湾暴動／全島に波及す」（第 86 号、1947 年 3 月 14 日付）、「台湾暴動／五千虐殺」（第 92 号、1947 年 4 月 25 日付）といったように事件を伝えていた。しかし、沖縄に残っていた遺族は、新聞より闇船に乗って台湾を往来する友人の船乗りからの伝言を通して、現地の状況と身内の行方がある程度把握していた場合が多かった。このように、沖縄の密貿易商は国際的大事件に巻き込まれ、多くの犠牲者を出したのである [石原 2000: 84]。

3-2 台湾 2・28 事件に遭遇する

外国籍の被害者の問題、その中でもとくに日本国籍者のことが本格的に浮上し始めたのは事件から 60 周年を迎える直前の 2007 年 1 月のことであった。台湾と沖縄の歴史学者を中心に結成された「台湾 2・28 事件沖縄調査委員会」による基礎調査の結果、南西諸島出身の被害者 7 人の身元がはじめて公表された。本稿では、同会が明らかにした被害者の中で、下記の表 1 の Y と M、Z の事例を中心に考察する。

4 『琉球新報』（1997 年 4 月 26 日付）には、台湾 2・28 事件から避難した後、石垣島に定着できたある男性のストーリーが次のように紹介されている。「1947 年あの天地を揺るがした〈2・28 事件〉が勃発。彼は犯人隠匿の罪で手配される。（中略）〈外来政権〉への強い不信感と恐怖が、彼に日本への亡命を決意させる」。

5 社寮島で琉球人集落が形成された背景について、朱徳蘭 [2010: 73] は次のように説明する。「経済が窮乏している沖縄県とは対照的に、社寮島、基隆沿岸の漁業資源は豊富で漁業が大いに発展し、地理、気候、文化風俗が沖縄と近いため、沖縄人漁民が就業するのに適当な場所であり、沖縄人を居住地から押し出す力 (push) と、就業地の引きつける力 (pull) が交互に作用し、沖縄人が続々渡台して短期的な労働もしくは長期的就業、居住へと発展していった」。松田 [2016: 557] によれば、「戦時中には、主に就職や進学のために台湾に渡ってきた沖縄系移民とその家族や親戚に加えて、宮古と八重山諸島出身者を中心とする疎開民、戦時中の南洋群島からの引揚者と、日本軍人・軍属として台湾にいた沖縄県出身者が、合わせて 3 万人いたと推定される」。

表1 台湾2・28事件にまつわる南西諸島出身の行方不明者（筆者作成）

表記	性別	出生年	出身地	遺族代表	
				続柄	居住地
Y	男	1909年	鹿児島県 与論町	長男 (Y-1、1943年生)	沖縄県浦添市
M	男	1917年	沖縄県 与那国村	長女（1937年生）	沖縄県那覇市
				弟嫁（1939年生）	沖縄県与那国町
Z	男	1908年	沖縄県 与那国村	三女（1941年生）	沖縄県豊見城市

3-2-1 Yの事例

鹿児島県最南端の与論島出身のYは、戦前、基隆の社寮島の沖縄人集落に住み、漁業で生計を立てていた。1942年に現地で沖縄県国頭村出身の女性と結婚し一人息子（Y-1）が生まれたが、その5か月後に徴兵されベトナムに送られた。日本の敗戦後、やっと鹿児島に帰還できたが、妻子の待つ基隆にはすぐに帰ることができなかった。代わりに、1946年5月、妻子に「無事帰還」とのハガキを送り、基隆から鹿児島への早期の引き揚げを促した⁶。実際、Yが同月16日に鹿児島から基隆にいる義父宛に送ったハガキには次のように書かれている。

其の後御変わりありませんか 五月十一日鹿児島／島着いて今〇〇と職の準備をしてみます、／〇〇はなくなられた由で御気毒に存じます、／家内〇〇の一家皆御元気の事を〇〇／からきいて安心致しました／私も当地で働いて島へは帰らんつもりです、／〇〇と一緒にこちらへこられませんか御待して／みます、又 沖縄へ行かれますか御知らせ下さい／五月十六日〇〇へは葉書を出してありますが／ハガキも買えなかったので失礼しました 御許し下さい／こうなってはどこがよいか分かりませんがこちらへこ／られますなら一日も早く引揚げして下さい／では又 書きます、これにて草々（2011年8月14日 Y-1 提供、〇は筆者による、／は改行箇所）。

その後、Yの妻と息子は同年12月やっとYの帰還先だった鹿児島に引き揚げることが

6 2011年8月10日と11日に行われたY-1へのインタビューによれば、「母が鹿児島在の父（Y）の従妹から聞いた話によると、父は、1946年2月16日～5月初旬の間に長崎県佐世保浦頭港に帰還した。その後、浦頭から鹿児島島の鴨池町の従妹宅に到着したのが同年5月16日直前であった」。

できた。一方、台湾行きを窺った Y は、翌年 2 月下旬頃、石垣島経由で基隆へ向かう船に乗り込むことになる。それが「妻子がいる」基隆に行くことのできる絶好のチャンスであったが、文字通り「完全な行き違い」であった。Y を乗せた台湾船籍の船は事件が発生していることも知らずに基隆港に入り、事件に巻き込まれた。

Y の妻が夫の行方不明の原因について推測できたのは、事件発生から 2 年数か月後、国頭村の実家に戻ってきて、そこで台湾時代の友人を通じて話を聞いたからであった。うわさを頼りに、当時基隆に向かった船に Y と同乗した人物をやっと捜し当てることができたが、Y-1 によれば、彼の伝言は次のようなものであった。

基隆漁港に入港したところ突然武装した軍隊が襲ってきた。みんなとっさに山へ駆け登って逃げたが〔Y は〕取り忘れがあるといって戻ったところを、台湾人船長の息子と一緒に捕まり、縛られてトラックに放り込まれ連れ去られた。

3-2-2 M と Z の事例

当時 M は、与那国島と基隆を結び、引揚者と復興物資を運ぶ輸送船で働いていた。ある日、同郷の先輩である Z と基隆へ行って、社寮島周辺の埠頭で故障した焼玉エンジンのノズルを探すために、船の甲板上で台湾人船主らと話し合っていたところ、国民党軍に捕らわれて行方が分からなくなった。その後、与那国にいた M の弟は兄の行先を探して基隆に出かけたが、真相は明らかにされないまま、2012 年 3 月に亡くなった。

Z は戦前、基隆や高雄で妻と子供 5 人と暮らしたが、戦後妻子が引き揚げた後は蘇澳にある南方澳に移り、生活苦に喘ぐ沖縄出身の漁民の救済を求めて「琉球漁民団」の団長として国民党当局へ陳情活動をした人物として知られている。戦後も国境をまたぎながら船乗りで生活した Z が、M とともに「台湾暴動事件」で行方不明となったことを当時与那国で知らない人はほとんどいなかったという⁷。

Z の姪や「琉球漁民団」の一員だった同郷の後輩（当時 25 歳）は次のように当時の状況を生々しく証言する。

ある日の小雨が降り風も吹いて寒かった夜中、M が我が家に来て同じ棟に住んでいた伯父〔Z〕に向かって「もう時間だ、台湾へ早く行こう」と言って急かしていた。

「祖納〔与那国島の北側〕は北風があるので比川〔南側〕から出よう」と 2 人で行ってしまった。それからは伯父の姿を見たことがなかった。しばらくすると「台湾基隆で M と Z がやられたらしい」という話が島中で話題になった⁸。

⁷ M と Z の出身地の町史にも「1947 年 2 月 28 日、2・28 事件で与那国人〇〇〇、他 2 人巻き込まれ犠牲に」〔与那国町役場 2013: 604〕と記されている（〇は筆者による）。

⁸ Z の姪へのインタビューは 2015 年 11 月 1 日に Z の三女宅で行われた。本文中の「M」や「Z」は筆者による。

(1947年)3月はじめごろだったと思うが、ある日、港に沖合いからポンポン船が入ってきた。顔見知りの台湾人だった。彼は血相を変えて「今基隆から帰ってきたが基隆で与那国のMが〈支那兵〉に殺されたぞ」というのだ。そして、もう一人もやられたというが、私はよく聞き取れなかったが、おそらくZだったと思う⁹。

4 家系記録に書き残された虐殺の記憶

4-1 位牌、厨子甕

ここからは、上記3人の行方不明がそれぞれの家系記録の中でどのように記されてきたかについて焦点を当てながら、遺族による近親者の行方不明の意味づけをめぐる諸実践に注目する。フィールド調査で収集できたのは、表2のように、これまで遺族が近親者の行方不明について記してきた記録である。

表2 台湾2・28事件にまつわる南西諸島出身者の行方不明の記録(筆者作成)¹⁰

表記	位牌	厨子甕
Y	昭和22年2月28卒／〇〇〇〇／ 享年37歳	1947年(S22)3月寂(台湾) ／法名〇〇〇〇〇〇／俗名〇〇〇〇
M	西紀1947年2月28日 ／享年31才／死亡	昭和56年11月／洗骨33年／〇〇〇
Z	昭和21年2月15卒／享年41歳	【未確認】

※「〇」は筆者による伏せ字。

※原文上の漢数字はアラビア数字にあらためて表記。

9 彼へのインタビューは2013年12月16日那覇市でY-1とMの孫によって行われた。筆者は2014年7月21日にインタビュー記録の提供を受けた。本文中の「M」や「Z」は筆者による。

10 YとM、Z以外にも、筆者の調査では石垣島出身のもう1人の行方不明者(X、男、1908年生)が把握される。遺族(次男)は、「1946年12月、家族全員が台湾から宮古を経由して石垣に引揚げした。父は針仕事を考え、まもなく台湾にミシンを取りに行ったのだが、結局戻ってくることはなかった。父がああ事件にやられたのは疑いもない」と語る。一方、Xの除籍謄本には、「昭和36年7月14失踪宣告の裁判確定 昭和28年7月13日死亡とみなされる 長男〇〇〇〇届出 昭和36年9月4日受付除籍」と記載されていることが確認できる。Xの次男へのインタビューは2014年5月27日に東京都練馬区で行われた。

4-2 「2・28」という記号

4-2-1 「非琉球人」の死後処理



写真1 Y家の仏壇
(2014年7月22日筆者撮影)



写真2 那覇市に所在する寺院にはY夫婦などの厨子龕が安置されている。(2011年8月10日筆者撮影)

夫の失踪後、米軍基地にハウスキーパーとして勤めながら一人息子を育ててきたYの妻(2010年死亡)は、息子や孫たちに「父は台湾暴動事件に巻き込まれ犬死にってしまった」とずっと語ってきたという。彼女にとって、沖縄戦で戦死した親族の一人が軍人・軍属ではなく「一般住民」の身分であったにもかかわらず、援護法上の「準軍属」として適用され、「国からずっと援護金をもらっている」ことから感じられた相対的剥奪感は大きかった。Y-1は次のように語る。

232

子どものころ、お母さんはいつもそんな話をしましたが、あのころ私はお父さんがいないことがそんなにおかしくなかったんです。同じクラスの友達のほとんどが戦争で父を亡くした母子家庭で育てられたからです¹¹。

Y-1宅の仏壇に設置されている父親の位牌(裏面)には、口伝として伝えられてきた「台湾暴動事件」が、「昭和22年2月28卒/享年37歳」のように刻まれている。「卒」の直接的な原因として、台湾2・28事件を意味する「昭和22年2月28」を明示しているのである。それは、除籍謄本の死亡記録からもうかがえる。Y-1は、1994年8月30日、那覇家庭裁判所で行われた失踪宣告裁判で「1954年3月31日死亡したこととして見なす」という判決を受けた。1994年になってはじめて父親の失踪宣告裁判が可能になった理由について、Y-1は次のように説明する。

日本復帰前、琉球・那覇家庭裁判所へ失踪宣告の申立てをしようとしたところ、沖縄は米軍統治下であって、本籍が鹿児島県の父は「琉球人ではないため、沖縄が日本に

12 Y-1へのインタビューは2011年8月11日と同年10月24日、2012年5月15日、2013年6月24日に同氏宅で4回にわたって行われた。

復帰してから可能となると言われ失踪宣告を断念せざるを得なかった。復帰後、手続きがやっと可能となったが、(中略)父の行方に一縷の望みを持つ母は、益々思いが募り失踪宣告を躊躇しつづけた。しかし、親族に促されてやむなく父の位牌を作り、1980年2月に33年忌を執り行った¹²。そうするうちに母は病に伏し20数年間にわたって入退院を繰り返し、失踪宣告に手をつけることができなかった。1993年8月頃、私は年老いた母を説得し代わって失踪宣告を申立てる準備にとりかかった。その後、翌年8月末、失踪宣告の裁判が確定された¹³。

生死不明の状態が始まってから7年後に死亡したものとみなされる民法第31条(失踪の宣告の効力)に従って、失踪の起算点を「1947年」に、法的に位置づけることが可能となったのである。家系記録から確認されるのは、行方不明の時期だけではない。「1947年(中略)台湾」と書かれているYの厨子甕の記録からは行方不明となった場所が特定されていることが分かる。このように位牌や厨子甕、さらに除籍謄本に記された記録からは、ローカルな場において遺族が近親者の行方不明についてどのように意味づけてきたかをうかがい知ることができる。近親者の行方不明に気付いた時点から遺族の意識の中で、事件との関連性が強く反映されていたのである。

基隆から鹿児島を経て、沖縄本土に定着した遺族にとって、戦後の激動する台湾の政治情勢はあくまで隣国の内乱に過ぎなかつただろう。それゆえ、蒋介石体制の戒厳令下で、事件について語ることをタブー視し、記憶を抹消しようとした国民党政権の暴力的抑圧からも、直接的な影響はほとんど及ばなかつたと考えられる。それは、例えば「闇」から「光」へ、あるいは「沈黙」から「発言」への転換という、民主化以後の台湾社会における「転型正義(transitional justice)」¹⁴論に立脚した分析の有効性に対しても疑いを提起する。1980年代後半における民主主義体制への移行やそれに伴う事件に対する歴史的評価の変化とは関係なく、身内が行方不明となった当時から、事件との関連性を強く意識し、それについての記憶が家族・親族集団の内部に受け入れられ、世代を超えて継承されてきたのである。その意味で、この事件の余波が台湾国内に限られたものだと断定することもできないだろう。

台湾2・28事件との関連性がローカルな場において一貫して共有し継承されているのは、遺族が台湾当局による事件の「過去清算」政策に積極的に取り組む過程で書かれた

12 「33年忌が終わらないうちの死霊は生きているものに祟ることがある。また、正常な死方をしなかつた者の死霊は特にその危険度が倍加されて、極度に忌みきらわれた。(中略)沖縄では33年忌の法事がすむと、完全に神になると信じられている。(中略)常民の祖霊に対する考え方の中に、33年忌をすませて神となった祖霊は、強力な子孫の守護神であるという基本的な民間信仰があるからである」[真栄田・三隅・源編1972:228]。

13 Y-1へのインタビュー記録(2012年5月12日と2014年7月22日に同氏宅で、2014年3月1日と2015年3月1日に基隆市で)と、Y-1が2013年8月12日に台湾2・28基金会宛に提出した「失踪宣告裁判の経過」より抜粋。

14 通常、日本語では「移行期正義」と訳される。台湾2・28基金会が濟州4・3平和財団との共催で2016年9月から1か月間「二二八國家紀念館」で開催した交流展のタイトルも「闇から光へ」であった。

「2・28 事件受難者賠償金申請書」からもうかがわれる。父親（Y）の行方不明の認定に向けて、Y-1 が2・28 基金会に「申請書」を提出することになったのは2011年3月であった¹⁵。Y-1 は、「申請書」とともに、事件との関連性を立証するために、父親が戦前ベトナムから基隆の母親に送ったハガキや戦後帰還先であった鹿児島から基隆の義父に送ったハガキ、家族写真など生前の母親が保管していた遺品、そして1994年8月に那覇家庭裁判所から受けた父親の「失踪宣告審判書」などの補足資料も一緒に提出した。2011年3月にY-1 が作成した「申請書」の概要は以下のようなものである。

（1947年）2月下旬、台湾行きを窺っていたYは千載一遇の機会で見つけた船に乗り込んで「妻子がいる」台湾へと向かってしまった。完全な行き違いであった。石垣経由で基隆へ向かう台湾船籍の台湾人船長の船だったという。船は石垣島に立ち寄り1泊して基隆へ向かった。基隆の漁港（八戸門漁港と思われる）に到着。荒れ狂う「虐殺の街」とは露知らず埠頭に着岸し一瞬のうちに軍隊に襲撃された（本文中の「Y」は筆者による）。

Y-1 からの申請は紆余曲折の末、受け入れられた¹⁶。事件の「過去清算」において外国籍者への賠償が認められたはじめての事例となったのである。しかし、こうした賠償決定は、単に「受難者」の審議における手続き上の妥当性や基本的な事実関係に間違いがないことが認められただけで、Yの行方不明と2・28事件との因果関係そのものについての基本的な疑問が完全に解決されたとはいえない。

それは、2・28 基金会が2014年12月、Y-1 宛に送付した「決定通知書」を見ると明らかになる。基金会は、今回の「事実認定」の判断において次の二点を最も重要な要因としてあげている。それは、1) 2・28 賠償条例が制定され、本格的な「受難者」審議が行われていた1995年より早い1994年8月にYの行方不明が日本の裁判所（那覇家庭裁判所）において正式認定されたこと、そして、2) それが当時公共メディア（『沖繩タイムス』1995年6月20日付）に報道されたことが、基金会の前向きな判断において最も重要な要因となったのである。つまり、Yの賠償認定はあくまでも日本（沖繩）側で生産された資料が決定的な証拠となったのである。Y-1 から提出されたこうした証拠は、「求償のためにつくられたものではないということが認められた〈本案の鍵〉であった」[許慈情2016: 73]。

15 しかし当時は、2・28 賠償条例上の申請期間が過ぎていたため、Y-1 が2・28 基金会に提出した申請書は正式に受理されなかった。その後、条例が改正され、申請期間も2013年5月24日から2017年5月23日までに新たに調整された。その結果、Y-1 の申請書も基金会に受理されて本格的な審議に入ることになった。一方、2016年11月現在、MとZの遺族も2・28 基金会へ「申請書」を提出している。

16 最初Y-1 の申請案件は却下された。これに対して、Y-1 は2015年1月2・28 基金会宛に「不服申立て」を提出した。しかし、最初の「決定通知」と同様に、基金会は同年7月「不服申立て」も却下した。これに対し、Yは同年9月台北高等行政法院に提訴したが、裁判所は2016年2月、Y-1 に600万台湾ドルの賠償金を支払うように基金会に命じる判決を下したのである。それに対して2・28 基金会は控訴をしなかった。

今回の「受難者」の審議においては、台湾側の資料、例えば、虐殺の指揮系統や直接的な命令者とその執行者、そしてそれに関する資料をはじめ、拉致・連行・殺害が発生した日時および場所、遺体の行方などについては、まったく新しい事実が明らかにされていなかった。Y-1が、目撃者からの証言にもとづいて、「申請書」に「(父親が)基隆の漁港埠頭で軍隊に拉致・連行されたと思われる」と記述したが、実際の「受難者」の審議においては、戦後Yが当時基隆に居住していた戸籍を「基隆市政府」から入手したこと以外に、2・28基金会を含む台湾当局が明らかにした事実は何もなかった。つまり、厳密に言えば、Y-1が父親の行方不明の状況を証明するために提出した資料の事実関係が認められただけで、人命被害にかかわる具体的な真相究明という側面においては、目立った進展が得られなかったといえよう。台湾政府が日本国籍者の遺族に賠償金を支払うことを通して、積極的な「過去清算」への意思を国内外に示したが、身内が行方不明になってから長い間、遺族が抱いていたごく基本的な疑問は、依然として未解決のまま残されているのである。

4-2-2 「台湾暴動事件」から「2月28日」へ



写真3 M家の仏壇
(2013年2月28日筆者撮影)



写真4 MとMの父母の厨子壺を取めるため新しい墓がつくられた。(2012年3月16日Mの弟嫁提供)

Mの遺族は、「密貿易」に従事していた同村の船乗りの伝聞と、行方不明直前のMが台湾から連れてきた孤児の精神疾患による様々な症状を通じて、Mが巻き込まれ犠牲になった「台湾暴動事件」¹⁷の恐ろしさを与那国島で間接的に体験してきた。Mの弟嫁は次のように語る。

17 与那国島に残された遺族は、Mの行方不明に気付いた時点から「台湾暴動事件」との関連を強く認識していた。それは、Mの母親(1966年死亡)が1948年6月、与那国町長宛に提出した「證明願」という題名の文書からも確認できる。文書には、「右者一九四八年一月頃台湾漁船漁夫トシテ従業中同年貳月貳拾八日惹起(中略)所謂台湾暴動事件に遭遇し、以来其ノ生死判別セズ未ダニ所在不明、状況ニアル者ナルコトヲ御證明(中略)」(Mの弟嫁所蔵)と書かれている。これに対して、与那国町長が同年同月に「右證明ス」と記入したことが確認される。

私はずっと与那国にいたため、「台湾暴動事件」がどんなことか全然分からなかったです。ところで〔Mが〕行方不明となる前に台湾からその事件で孤児になった女の子一人をこちらに連れて来ました。頭が少しおかしい子だったんですね。外に出ることなくずっと家で生活しました。一応外国人身分になるので、その〔在留期間の〕登録を毎年更新するためには、役場に行かなければならないのに怖くて部屋の中から出てこなかったんですね。それを見て、台湾の事件がどんなにひどかったことかと思いました¹⁸。

こうした経緯の中、行方不明となってから33年となるのに合わせ、1980年代頃から家系記録に「台湾暴動事件」によるMの行方不明が文字化され始めた。台湾に向かったMが帰らぬまま33年が過ぎたある日、Mの母親や姉を含む遺族は、遺骨の代わりに、台湾が見える与那国島の東海岸の海辺で拾った石を厨子甕に入れたあと、その表面に「昭和56年11月／洗骨33年」と書き込んだ。当時の儀式に参加したMの長女にも、「祖母が浜辺で板切れの小舟に塩とおにぎりとお鶏のひよこを乗せて台湾へ向かって〈行けよ、行けよ〉と言って流した」記憶が残っている¹⁹。位牌の裏面に「西紀1947年2月28日／享年31才／死亡」と書き入れたのもその時期であった。そして、その時点から「2月28日」を命日とし、毎年その日に弟嫁宅で供養が行われている。

Mの事例からは、行方不明から現在までの様々な儀式や家系記録の記載などを担う世代が、母や兄弟から子や孫の世代に交代することによって、口伝伝承による「台湾暴動事件」が「台湾2・28事件」に書き換えられたことをうかがい知ることができる。Yの場合は、遺族が1994年、那覇家庭裁判所に申立てた失踪宣告の審判を契機として、Mの場合は、1981年行われた33回忌の洗骨儀式を契機として、遺族の生活世界の中で「2月28日」という文言が定着し始めるようになったのである。



写真5 Z家の仏壇
(2014年7月24日筆者撮影)



写真6 Z家のお墓。Z夫婦と息子の厨子甕が納められている。行方不明状態のZと息子の厨子甕には「与那国の浜辺で拾った石」が入っている。(2014年7月24日筆者撮影)

19 Mの弟嫁へのインタビューは2012年12月24日と2013年2月27日、2014年7月21日と同月24日、2015年11月1日、2016年2月23日に同氏宅で6回にわたって行われた。本文中の「M」は筆者による。

20 Mの長女へのインタビューは、2013年6月24日に浦添市で、2015年11月1日に豊見城市で、2016年2月28日に台北市で3回にわたって行われた。

一方、Mの同郷の先輩として、同じ日、同じ船に乗って出て行方不明になったZの場合は、遺族の証言と家系記録が一致するYやMと異なり、彼の行方不明の事実や台湾2・28事件との関連性は、厳密に言えば、家系記録から読み取ることができない。Zの三女宅にある仏壇の位牌（裏面）には「昭和21年2月15卒／享年41歳」として、また除籍謄本には「昭和24年3月28日午前4時八重山郡与那国町字与郡国〇〇〇〇番地で死亡」と記載されているからである。ZもまたYやMと同様に、遺族が与那国島の海辺で拾った石を遺骨の代わりとして厨子甕に入れたが、2009年にZの妻が亡くなってからずっと家族墓が閉じられていたため、表面に書き込まれたはずの記録は確認できない。

除籍謄本や位牌の記録のみでは把握できないZの行方不明以後について、当時の状況に最も詳しいZの長女が高齢のため直接聞くことはできなかった。その代わりに、彼女が2007年頃に書いた手記にはその時のことが記されている。

父が台湾2・28事件に巻き込まれて亡くなったと言ううわさを聞きましたが、母は信じられない、お父さんはきっと生きていると信じ込み決して認めようとはしませんでした。永い年月が経過する中で、早く供養してあげるべきだと言う親戚の意見、助言に押されて、与那国役場に母が証人として死亡届を提出しました。（中略）行方不明となった父と、3歳で高雄でなくなった弟の遺骨がないため、台湾に向い魂を迎える思いで海から小石を拾い与那国の墓地に安置してありましたが、沖縄〔本島〕に移住のため那覇市の納骨堂に預けております²⁰。

237

現在、家族墓は豊見城市に移転され、Zの三女が継承している。彼女は、父親の行方不明の原因とは合わない除籍謄本の死亡日時及び場所、そして「死亡」と書かれた理由について次のよう付言する。

事件から14年あまり経って、母が父の死亡届を役所に出しました。今見たらなぜその日に死んだと届を出したのか不思議です。しかも、「家で死亡した」と書かれています。多分、母は日々の生活に追われて放置していた夫のことを、とにかく何とかしなければと考えたんじゃないでしょうか。それは父の死亡日時が同郷出身のMより1時間後になっていることから十分に考えられます²¹。（中略）母はなにより父の供養のために死亡届を出したようです。だって、生きてる人の供養をするわけにはいかないじゃないですか²²。

21 この資料は2014年7月21日にZの三女から提供を受けた。

22 Mの弟嫁から入手した除籍謄本には「昭和24年3月28日午前3時本籍地で死亡／同居親族〇〇〇〇〇届出昭和33年7月18日受付除籍」と記載されている。〇は筆者による。

23 Zの三女へのインタビューは2014年7月24日同氏宅で、2016年2月28日に台北市で2回にわたって行われた。

父親の行方不明が除籍謄本では「本籍地で死亡」と記載されていることについて、Mの長女も、2016年11月、台湾2・28基金会宛に提出した「2・28事件受難者賠償金申請書」に次のように述べている。

たいへん残念なことです。父は「失踪宣告」がされていません。戦争直後は衣食住もままならない大変混乱の時代でした。一日一日生きることだけで精いっぱい失踪宣告という言葉さえも知らない、島に暮らしていて、裁判とかの考えは及びもつかないことでした。(中略)しかし、人が亡くなったら後始末をしなければならない、そうしないと生きている人たちは前へ進めない、だから島の人は役所で死亡届を出して後始末をするしか方法がない、仕方ありませんでした(中略)父の除籍謄本は「昭和24年3月28日午前3時本籍地で死亡」とされ、村役所への届出はずっと後の「1958年」となっています。これはほんとうのことではなく、当時の与那国の島人たちの証言からしても明らかに混乱期の中で当たり前のような手続きでありました。その為に、届出は戸籍上の死亡から9年後、事件から11年後になっています。1947年が1949年になっているという2年間の誤差というのは、戦後処理の混乱に直面していた役所の状況からすると十分に考えられることではないかと思えます。

5 おわりに

近親者の行方不明の意味づけという実践は、すでに数十年にかけて彼／彼女たちのローカルな場において行われてきた。そして、遺族が記してきた行方不明に関する記録や記述から明らかのように、家系記録では、公式の「歴史」からはうかがい知ることの難しい行方不明の意味づけをめぐる工夫を読み取ることができる。そして、そのような記録の行間を読み解くことは国家が排他的に占有してきた死の意味を相対化する可能性を示唆する。

台湾2・28事件に巻き込まれたYやM、Zが行方不明となったのは、厳密に言えば、大陸からの国民党の援軍が基隆に上陸した1947年3月8日以降のことである可能性が高い。にもかかわらず、各々の遺族が、事件を象徴する「2月28日」が近親者の「正しい」死亡日であると見なしてきたのは、なぜか。それは正確な死亡あるいは行方不明の日付であるというよりは、事件との関連についても明確な情報すら持ちえない遺族にとって、「2月28日」が、近親者の行方不明の直接的な原因を解明するための唯一の象徴性を帯びたキーワードであるからである。すなわち「2・28」という数字は、単に「卒年月日」として見なされた日付だけではなく、事件と深くかかわりのある行方不明であることを示すための記号であったのである。

家族・親族集団のローカルな場における近親者の行方不明についての意味づけは、身内の行方不明に気付いた時点から首尾一貫してその直接的な原因になった台湾2・28事件との関連性を考慮しながら行われてきた。工夫を凝らしながらその生の経験を刻み、記憶を継承してきた遺族の実践は、「段階的発展」や「歴史の進歩」を前提とする「転型正義」論の有効性に限界があることを明白に示しているのである。こうした彼／彼女たちの生活

の視点は、台湾2・28事件が終了したのち38年間にわたる戒厳令と、その後の民主化、過去の見直しの法制化という段階的な移行論モデルに立脚した台湾国内における歴史認識の変遷からも理解することができないであろう。隣国の恐怖政治の影響から一定の距離をおいていた沖縄の遺族にとっては、「2・28」という記号を用いながら、近親者の行方不明とその原因に焦点が当てられてきたのである。本稿で取り上げた台湾2・28事件以後の家系記録と公文書、さらに遺族や目撃者の証言の間には、若干の差は見られるものの、顕著な相違点は確認できない。さらに、ごく私的な媒体である家系記録の中に、「卒年月日」として意味づけられてきた「2月28日」を通じ、世代を超えて近親者の行方不明についての記憶が一貫して継承されてきたことをうかがい知ることができる。

一方、2・28基金会への「2・28事件受難者賠償金申請書」の提出とともに、今後、家系記録と証言、公文書上の記録の間の細かな不一致という状態が制度側からいかに解釈されるか、その信ぴょう性に疑問が与えられる可能性は十分予想しうるのである。「申請書」上に近親者の体験や事件との関連性、行方不明にいたる経緯などがどのように記載されるのか、そしてその過程でどのような記され方がなされるのか、実証主義的立場に立脚して審査する側からの事実確認に対してどう対応するのかについては、今後の研究課題としたい。これに加えて、遺族が家系記録の中に書き残してきた台湾2・28事件の記憶が、台湾の「転型正義」の文脈の中でどのように受容されるかについても見ていきたいと考えている。

<参考文献>

- 石原昌家 2000 『空白の沖縄社会史——戦果と密貿易の時代』 晩聲社。
- 小池康仁 2015 『琉球列島の「密貿易」と境界線——1949-51』 森話社。
- 何義麟 2014 『台湾現代史：二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』 平凡社。
- 漢那敬子・地主園亮・根川智美 2006 「台湾における琉球関係史料調査報告——台湾総督府文書・台湾省行政長官公署資料を中心に」 『史料編集室紀要』 31: 77-112。
- 朱徳蘭 2010 「基隆社寮島の沖縄人集落（一八九五—一九四五）」 上里賢一・高良倉吉・平良妙子編 『東アジアの文化と琉球・沖縄——琉球／沖縄・日本・中国・越南』 彩流社、pp.49-77。
- はいの暁 2007 「密貿易時代の与那国と台湾2・28事件」 『月刊やいま』 169: 2-12。
- 真栄田義見・三隅治雄・源武雄編 1972 『沖縄文化史辞典』 東京堂出版。
- 松田ヒロ子 2016 「植民地台湾から米軍統治下沖縄への〈帰還〉」 『文化人類学』 80(4):549-568。
- 松田良孝 2013 『与那国台湾往来記——「国境」に暮らす人々』 南山舎。
- 又吉盛清 2007 「視角とアンテナ 台湾2・28事件と沖縄」 『植民地文化研究：資料と分析』 6: 155-157。
- 楊子震 2006 「帝国解体の中の人的移動——戦後初期台湾における日本人の引揚及び留用を中心に」 『東アジア地域研究』 13: 25-47。
- 楊子震 2010 「戦後初期台湾における脱植民地化の代行——国民政府の対在台 沖縄

- 人・朝鮮人政策を中心に」『国際政治』162: 40-55。
- 与那国町役場 2013 『与那国島町史第三卷 歴史編 黒潮の衝撃波——西の国境 とうな
んの足跡』。
- 若林正丈 2008 『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会。

<中国語>

- 又吉盛清 2009 「台湾〈228事件和人権正義—大國霸權小國人権〉國際學術研討會」楊
振隆編『大國霸權 or 小國人権：二二八事件 61 週年國際學術研討會學術論文集』二二八
事件祈念基金會、pp.876-886。
- 天江喜久 2014 「朴順宗——二二八事件中朝鮮人／韓僑的受難者」『臺灣風物』64(3):
55-66。
- 李明峻 2008 「論個人的國際賠償請求權——兼論二二八事件的琉球人受害者問題」『臺灣
國際法季刊』5 卷 2 期、pp.111-135。
- 李明峻 2009 「二二八事件與個人國際賠償請求問題」楊振隆編『大國霸權 or 小國人権：
二二八事件 61 週年國際學術研討會學術論文集』二二八事件祈念基金會、pp. 275-302。
- 張炎憲・胡慧玲・高淑媛 2011 『基隆雨港二二八』吳三連臺灣史料基金會。
- 許慈倩 2016 「二二八灣生求償案勝訴—書寫轉型正義中的新頁」『台北律師公會』29: 68-
73。
- 陳美伶 2009 「台灣二二八事件的〈補償〉與〈賠償〉？」楊振隆編『臺韓人權論壇論文
集—政黨輪替與轉型正義』二二八事件紀念基金會、pp.103-116。

<韓国語>

- 林明德 2007 「2・28 事件の清算と教育・広報」『4・3 と歴史』7: 95-111。
- 池恩周・董思齊 2009 「신생 민주주의 과거청산의 정치적 동학——한국과 대만 사례를
중심으로 (新生民主主義過去清算の政治的動学——韓国と台湾の事例を中心に)」『국제
정치논집 (國際政治論叢)』49(5): 225-250。
- 黃善翌 2005 「해방후 대만지역의 한인사회와 귀환 (解放後台湾地域の韓人社会と帰
還)」『한국근현대사연구 (韓国近現代史研究)』34: 195-220。

**Family Records After the Massacre
: The Case of Missing Persons from Nansei Islands Related to the 228 Incident**

Sungman KOH

Keywords: Taiwan 2/28, Nansei Islands, the missing, family records, transitional justice

This paper's aim is in taking the family records of missing foreigners related to the 2/28 incident in Taiwan as a clue to consider how the violence experienced by their close relatives and survivors and the memory of that violence has been expressed, through their social and cultural implications. In other words, by studying the records written on the mortuary tablet and cinerary urn collected through field research, how they narrated the missing of the victims within the genealogical records is reviewed in this paper. This thesis focuses on understanding those mediums of the mortuary tablet (ihai) and cinerary urn (zusigame) from the perspective of identifying the meaning of 'the missing persons' described by the bereaved families in the private domain as a process occurring after the affair and beyond a historical presentation of a single family. It is because that through the difference of how they document the missing people and the discord or concord of them found in the family-line records, the reality of the life strategy of the bereaved families can be explained, namely how they have been considering the meaning of the absence of the victims, living their own life struggling with this issue, and furthermore keeping the future of their descendants in mind. In the result of this analysis, it turns out that the identifying of the missing victims by the bereaved families has already been carried out for several decades in their everyday life. The records regarding these missing people written by the bereaved families contain the wisdom of those families who got left behind, which can hardly be known from government documents, the official historical records. Therefore, interpreting the hidden meaning of those records will reveal implications of the possibility of relativizing the meaning of death that exclusively has been defined by the national authority.